

FAX 送付状

2013年09月30日

弁護士前田尚一法律事務所（札幌）

（弁護士直接通信）

弁護士 前田 尚 一

Tel(代表): 011-261-6234 FAX: 011-261-6241

Eメール: maeda@lawyers.or.jp

HP(公開中): <http://www.smaedalaw.com>

送付枚数: 本紙を含む 2枚

送信先:

有!
代表
電話: 01

いつもお世話になっております。下記の件をFAX致しますので、宜しく、お願い致します。

メモ:

すっかり寒くなりました。お元気でお過ごしでしょうか。

さて、最近、当事務所でオリジナルで作成し、依頼者に提供した書面をご紹介します。

古い一戸建てを賃貸している当事務所の依頼者（貸主・オーナー）が、借主が自分で費用を負担して修繕工事をしたいという要望に応えつつ、後日トラブルが発生しないように策案した書面です。

本来、法律上、修繕義務は貸主（オーナー）が負うものとされていますが、古い建物の場合、自ら費用を出して修繕すると収支が合わないが、借主（店子）が費用を負担するなら、そのまま貸し続けたい、さりとて後日何らかの権利を主張されても困る、そんな場合を想定して作成したものです。

判例、実務的な取扱いの調査はもとより、依頼者の具体的な個別事情を把握した上で作成したオリジナル・オーダーですので、どんな場面でもそのまま使えるというわけではありませんが、ご参考になればということで、ご紹介いたします。

なお、当事務所の顧問企業につきましては、会社自体の問題に加え、会社の経営者・管理者、一定の従業員につき、プライベート・個人的問題に関しても、別紙程度の書面作成であれば、原則・顧問料の範囲内で対応いたします。

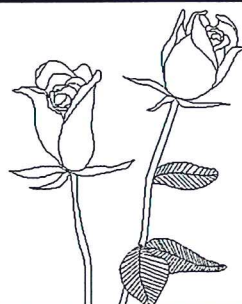
お気軽にご用命ください。

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9階

弁護士前田尚一法律事務所（札幌）

TEL(代表) 011-261-6234 FAX 011-261-6241

<http://www.smaedalaw.com/>（HP公開中）



確 約 書

● ● ● ● 様

貴殿（以下「貸主」といいます。）との間の平成22年9月30日付け建物賃貸借契約に基づき、私（以下「借主」といいます。）が賃借中の次の物件において、断熱改良工事（以下「本件工事」といいます。）につきましては、次の事項を確約いたします。

<物件の表示>

(略)

- 1 本件工事の内容は、平成25年7月19日付け株式会社●●建設工業作成の見積書のとおりであり、これと異なる工事は施工しません。
- 2 本件工事の工事費その他の費用・支出は全て借主が負担します。
- 3 本件工事に関し、貸主に対し、所有権その他何らの権利も主張せず、造作買取請求、必要費・有益費その他名目の如何を問わず、一切金銭的請求をしません。
- 4 退去時の処理について、借主は、貸主の選択に従い、これを残置し、又は撤去します。
- 5 本件工事の際しては、借主、請負業者その他関係者が貸主又は第三者に損害を与えた場合は、借主の費用と責任において一切を解決し、貸主に対しては一切ご迷惑をおかけいたしません。

以上

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

Ⓜ